

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成24年12月20日(2012.12.20)

【公開番号】特開2012-41355(P2012-41355A)
 【公開日】平成24年3月1日(2012.3.1)
 【年通号数】公開・登録公報2012-009
 【出願番号】特願2011-225680(P2011-225680)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 39/00 (2006.01)
 A 6 1 K 39/39 (2006.01)
 A 6 1 K 9/70 (2006.01)
 A 6 1 K 47/10 (2006.01)
 A 6 1 K 47/20 (2006.01)
 A 6 1 K 47/02 (2006.01)
 A 6 1 K 47/12 (2006.01)
 A 6 1 K 39/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/00 H
 A 6 1 K 39/39
 A 6 1 K 9/70 4 0 1
 A 6 1 K 47/10
 A 6 1 K 47/20
 A 6 1 K 47/02
 A 6 1 K 47/12
 A 6 1 K 39/05

【手続補正書】
 【提出日】平成23年10月17日(2011.10.17)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

医薬的に許容される担体中に抗原およびアジュバントを含む経皮免疫用製剤であって、角質層を破壊するための処理をされたが穿孔はされていない対象の皮膚へ該製剤を投与して、該抗原が抗原特異的免疫応答を誘導することを特徴とする、経皮免疫用製剤。

【請求項2】

角質層を破壊するための処理が浸透増強剤および/または破壊装置で皮膚を処理することを特徴とする、請求項1に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項3】

該浸透増強剤が含水剤、ケラチン分解剤、または脱毛剤からなる群から選択される、請求項2に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項4】

該破壊装置がエメリーボード、研磨パッド、粘着テープ、マイクロニードル装置またはツベルクリン試験用装置からなる群から選択される、請求項2に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項5】

該抗原がバクテリア、ウイルス、真菌および寄生虫からなる群から選択される病原体に

由来する、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項 6】

該抗原が腫瘍、抗原、自己抗原、およびアレルギーからなる群から選択される、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項 7】

該アジュバントが A D P - リボシル化外毒素、その結合 B サブユニット、A D P - リボシル化外毒素のトキシドまたは A D P - リボシル化外毒素の変異体から選択される、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項 8】

抗原特性およびアジュバント特性の両方が単一の分子内に含まれていることを特徴とする、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項 9】

細菌 D N A、C p G、サイトカイン、ケモカイン、腫瘍壊死因子アルファ、遺伝的に改変された毒素、化学的に結合した毒素およびリボポリサッカリドからなる群から選択される追加のアジュバントを更に含む、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。

【請求項 10】

該担体がパッチである、請求項 1 に記載の経皮免疫用製剤。